

外国人会員制度に係る論点と各国の例

(1) 位置付け（会員と区別するか）

- A 会員とは別の類型〔調査対象国のほぼ全て〕
- B 会員と外国人会員を区別しない〔ドイツ〕

(2) 権利と義務

- ① アカデミーの意思決定への参画
- ② 会員の選挙への参画〔不可：米国、中国〕
 ※ 外国人会員の候補者推薦のみ可：米国
- ③ 役員選挙への参画〔不可：米国〕
- ④ 学術活動への参画
 ※ 施設・設備の使用、全会員に開放される活動への参加、情報・出版物の入手、
 ジャーナルブックと評議会議事録への適宜のアクセスが可〔英国〕
- ⑤ 年会費〔免除：英国、インド〕

(3) 資格要件（優れた研究・業績に加えて）

- ① 当該国の国籍を持たない者
- ② 当該国の居住歴
 ※ (i) 英連邦加盟国又はアイルランド共和国の国民／(ii) 推薦される 3 年以上英連邦加盟国
 又はアイルランド共和国に居住し働いていた者 のいずれも満たさない者〔英国〕
 ※ 米国民でない者（米国）
 ※ カナダ市民権・永住権を持たない者（カナダ）
 ※ インド国外に居住する者（インド）
- ③ 当該国への貢献
 ※ インドの科学の進歩に貢献した（又はできる可能性のある）者（インド）
 ※ 中国の科学技術に重要な貢献をした非中国人（中国）
 ※ リトアニアに関連する学術業績がある外国人科学者（リトアニア）
 ※ トルコとの繋がり又は協力関係を有する外国人科学者（トルコ）
 ※ ポルトガルの歴史・文化に関する研究で国際的に認められた非ポルトガル人
 ポルトガル語圏出身で科学及びポルトガル語の価値向上の貢献・功績が認められた者

(4) 人数枠（上限を設けるか）

米国（毎年最大 30 名）、英国（年間最大 24 名）、イスラエル（会員数の 10% 以内）、
 オランダ（毎年 4 名）、ノルウェー（部門ごとに人数制限）